

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

町内を流れる多々良川(二級河川)は氾濫の危険があり、特に町内西部では広く浸水想定区域が指定されている。町内の中小河川等については未整備箇所もあり、集中豪雨の際は災害が散見される。

(土砂災害:ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間部の萩尾、城戸、山王、山手、金出、若杉地区は地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。特に城戸、山手、山王地区は旅館業を中心とした小規模事業者の集積が見られる。

(地震:J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で5%以上の確立で発生するといわれている。

(その他)

篠栗町の総面積は38.90km²で、北東から南東に600m級の山々が連なり、山地が総面積の68%を占めており、集中豪雨や台風などにより、地滑りなどによる土砂災害での被害が想定される。また、町内全域を流れる二級河川の多々良川の両岸には、小規模事業者が点在しており河川の氾濫にも注意が必要となる。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年周期で出現し、世界的な流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

参考:篠栗町防災情報サイト

https://www.town.sasaguri.fukuoka.jp/bosai_kanren/bosai/index.html

地震ハザードステーション

<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

新型インフルエンザ等対策(内閣官房)

<https://www.cas.go.jp/influenza/index.html>

新型コロナウイルス感染症対策

<https://corona.go.jp/>

感染症情報(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seiwsakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkeku-ansenshou/index.html

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 610事業所
- ・小規模事業者数 443事業所

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	106	98	町内に広く分散している
製造業	47	39	県道607号線沿いに多い
卸売業	19	12	国道201号線及び県道607号線沿いに多く点在している
小売業	161	97	
サービス業	249	195	
その他	28	2	
合計	610	443	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定
- ・「篠栗町防災マップ」の発行
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・防災備品の備蓄(スコップ、懐中電灯 等)
- ・福岡県火災共済協同組合と連携した損害保険の周知
- ・BCP計画策定についてセミナー・ワークショップの開催

II 課題

現状、災害に対する危機管理は篠栗町 HP 記載による、篠栗町地域防災計画の周知にとどまっており、関係機関との具体的な協力体制が整っておらず、またマニュアルも整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・町内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害発生後、速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

篠栗町地域防災計画と本計画との整合性を整理し、災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回訪問時に、ハザードマップ等用いながら、事業所立地場所の自然災害などのリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業の休業への備え、水害補償等の損害保険、共済加入等)について説明する。
- ・商工会報・町報、ホームページ、公式 LINE 等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続力強化支援事業を実施する者及び福岡県火災共済協同組合による小規模事業者に対する普及啓発セミナーを開催する。
- ・事業継続力強化支援事業を実施する者及び福岡県火災共済協同組合と連携し、災害時に起こり得る事業所ごとのリスク診断を行い、対応する保険の紹介等行う。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うと共に、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成

- ・当会は、令和3年に事業継続計画を作成。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ福岡県火災共済協同組合及び事業継続力強化支援事業を実施する者と連携して、町内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画の取組状況について確認を行う。
- ・篠栗町と防災対策についての情報交換を行うとともに災害発生時は篠栗町への情報提供を行う。同

時に篠栗町と連携して被災事業者の状況把握・復旧施策情報の提供等を事業者に行い支援に努める。またそのために常日頃からお互いに災害施策に関する情報共有を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する)

＜2. 発生後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。

確認方法は、電話やSNS等を利用する。内容としては、安否確認や業務従事の可否、家屋の被害や道路状況等大まかな被害状況の確認を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が生じている。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の状況がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

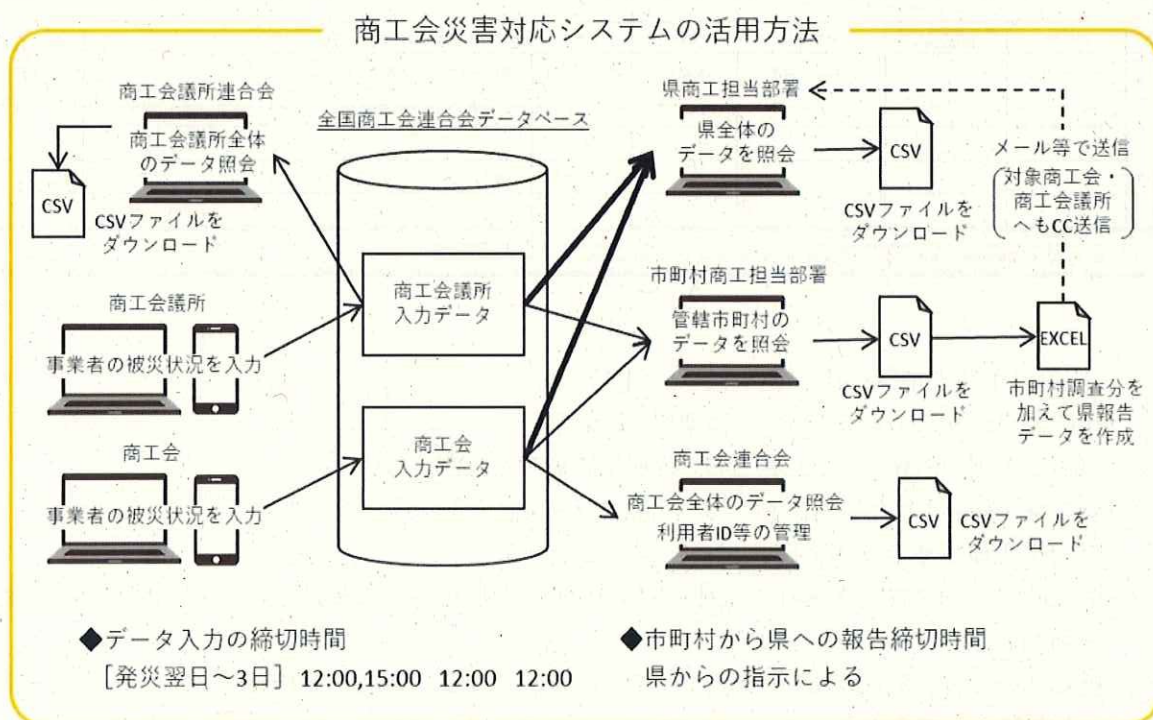
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	共有回数
発生後から1週間	1日に2回共有する
1週間から1か月	1日に1回共有する
1か月以降	1週間に1回共有する

＜3. 発生時における連絡体制＞

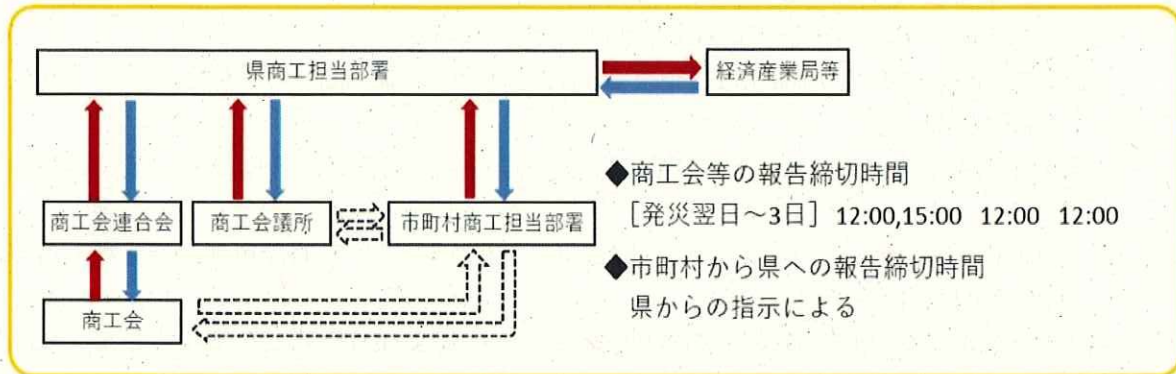
- ・自然災害等発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署に報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、篠栗町産業観光課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Ⅰに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式Ⅰ
福岡県中小企業振興経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keiishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

記入例	被害箇所				被害状況		区分 (新規・修正は修正欄)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、備品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	新規・修正欄に記入した情報 修正・訂正情報内容に 変更・訂正情報内容から 変更が無い場合は 変更が無い場合
			△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追加していただきます。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が明らかになった場合は、併せて御報告をお願いします。

＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、篠栗町と相談する。
(当会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、町内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県や福岡県商工会連合会に他地域からの応援を相談する。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 6 年 7 月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph TD; A[篠栗町商工会 事務局長] --- B[篠栗町商工会 法定経営指導員]; C[篠栗町 産業観光課長] --- D[篠栗町 産業観光課]; B --- E[連携 連絡調整]; D --- F[確認 連携]; E --- F; F --- G[篠栗町 総務課]</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	
経営指導員 稲永 慎一 (連絡先は後述 (3) ①を参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）	
・ 本計画の具体的な取組の企画や実行に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。 ・ 本計画に基づく進捗確認、見直しやフォローアップ（1 年に 1 回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所	
篠栗町商工会 〒811-2417 福岡県糟屋郡篠栗町中央1丁目1番17号 TEL：092-947-4141 FAX：092-947-4451 E-mail：sasaguri@shokokai.ne.jp	

②関係市町村

篠栗町産業観光課

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央1丁目1番1号

TEL: 092-947-1217 FAX: 092-947-7977

E-mail: shoukou@town.sasaguri.lg.jp

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
専門家派遣費用	100	100	100	100	100
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100
防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、篠栗町補助金、福岡県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ①福岡県火災共済協同組合 理事長 花田稔之 所在地 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8階 電話番号 092-622-8071 ②事業継続力強化支援事業を実施する者
連携して実施する事業の内容 ①帯同巡回による損害保険の説明 ②リスク診断への協力 ③会議、セミナー、相談会等での商品説明
連携して事業を実施する者の役割 ①福岡県火災共済協同組合及び事業継続力強化支援事業を実施する者 役割：セミナーや個別説明によるリスク回避方法の提案、専門的情報の提供 効果：事前対策の実施により発災時の損害軽減を図ることができる
連携体制図等